

平成25年度 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	道路	一般国道2号 玉島・笠岡道路	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。 玉島・笠岡道路は、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした延長4.5kmの道路である。また、地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成するものである。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
2	道路	一般国道2号 玉島・笠岡道路(Ⅱ期)	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。 玉島・笠岡道路(Ⅱ期)は、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした延長9.4kmの道路である。また、地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成するものである。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
3	道路	一般国道2号 笠岡バイパス	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。 笠岡バイパスは、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした延長7.6kmのバイパスである。また、地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成するものである。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
4	道路	一般国道9号 鳥取西道路	一般国道9号は、京都府から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路は、一般国道9号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした鳥取県鳥取市本高から鳥取県鳥取市松原に至る延長7.0kmの自動車専用道路である。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
5	道路	一般国道9号 鳥取西道路(Ⅱ期)	一般国道9号は、京都府から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路(Ⅱ期)は、一般国道9号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした鳥取県鳥取市松原から鳥取県鳥取市気高町下坂本に至る延長5.9kmの自動車専用道路である。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
6	道路	一般国道9号 鳥取西道路(Ⅲ期)	一般国道9号は、京都府から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路(Ⅲ期)は、一般国道9号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした鳥取県鳥取市気高町下坂本から鳥取県鳥取市青谷町青谷に至る延長6.4kmの自動車専用道路である。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
7	道路	一般国道2号 安芸バイパス	一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る延長約670kmの主要な幹線道路であり、西日本の大動脈として沿道地域の産業・社会活動や住民の生活に大きな役割を果たす重要な路線である。 安芸バイパスは、国道2号の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、周辺地域との連携強化を図ることを目的とした延長7.7kmの4車線道路である。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
8	道路	一般国道2号 東広島バイパス	一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る延長約670kmの主要な幹線道路であり、西日本の大動脈として沿道地域の産業・社会活動や住民の生活に大きな役割を果たす重要な路線である。 東広島バイパスは、国道2号の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、周辺地域との連携強化を図ることを目的とした延長9.6kmの4車線道路である。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	
9	道路	一般国道375号 東広島・呉道路	一般国道375号は、広島県呉市から島根県大田市に至る延長約178kmの主要幹線道路である。 東広島・呉道路は、広島広域都市圏の経済・産業・文化の発展、都市間の連携・交流の拡大、広域交通拠点との連絡強化を図ることを目的とした延長32.8kmの自動車専用道路である。	平成22年度 再評価	再評価後3年経過	事業継続	